

管理 No.

g016

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課

(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(5年経過時等)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)
	根拠規定条項	第13条の3第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号) 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)
	基準規定条項	法(第13条の3第1項)・施行令(第7条第8条)・ 施行規則(第24条の5第24条の6)
	処分基準	<p>受給資格者(養育者を除く。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき(児童扶養手当法第6条第1項の規定により受給資格者の認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき。)は、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。</p>
	※裏面に続く	
行政手続法(条例) 第13条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成29年3月31日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
<p>処分基準等 補足</p>	<p>【根拠法令】児童扶養手当法</p> <p>第十三条の三 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。</p> <p>2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。</p>